

入 札 説 明 書

飯豊町立飯豊中学校大規模改修工事（債務負担行為）に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札（総合評価落札方式（簡易型））については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部署等

〒999-0696 西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地

入札担当 飯豊町役場 総務課防災管財室

電話番号 0238-87-0695

工事担当 飯豊町教育委員会 教育総務課学校教育振興室

電話番号 0238-87-0519

2 入札日程等

手続等	期間・期日・期限等	場所等	手続の方法
(1)入札参加資格確認申請	入札公告 6(1)及び (2)のとおり	飯豊町役場総務課 防災管財室	6の通り
(2)入札参加資格確認結果 通知	令和元年 7月 23日(火)		
(3)非資格理由説明要求	令和元年 7月 29日(月) 午後 4時まで	飯豊町役場総務課 防災管財室	7の通り
(4)非資格理由回答期限	令和元年 7月 31日(水)		
(5)設計図書の間覧及び貸 出し	令和元年 6月 27日(木)から 令和元年 7月 31日(水)まで	飯豊町教育委員会 教育総務課学校教育振興室	
(6)総合評価落札方式に対 する質問書提出期限	令和元年 7月 2日(火) 午後 4時まで	飯豊町役場総務課 防災管財室	9の通り
(7)(6)に対する回答期限	令和元年 7月 5日(金)		
(8)設計図書等に対する質 問書提出期限	令和元年 7月 25日(木)	飯豊町教育委員会 教育総務課学校教育振興室	
(9)(8)に対する回答期限	令和元年 7月 31日(水)		
(10)入札	入札公告 1(2)のとおり	入札公告 1(1)のとおり	10の通り

(注) 上記期間は、特に指定する場合を除き、飯豊町の休日をも定める条例（平成元年条例第 43 号）に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

3 入札参加資格

(1)「飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から入札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定のとき）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2)「飯豊町建設工事請負契約約款第 49 条第 1 項第 6 号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）

に該当しないこと」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工期までのいずれの日においても、暴力団排除条項に該当しないことをいう。

(3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類(以下「確認資料」という。)を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 配置予定技術者

イ 次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を当該工事に専任(建設業法施行令第27条に規定する工事に限る。)で配置できること。

(イ) 1級建築施工管理技士又は1級建築士若しくはこれと同等以上の資格を有すること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・国土交通大臣が1級建築施工管理技士又は1級建築士と同等以上と認定した者

(ロ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ロ 配置予定の技術者は、原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時又は本件工事契約締結後に監督職員との打ち合わせにより定める着手日(以下「着手日」という。)において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は、契約を解除するものとする。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、当該入札手続における落札決定が行われる前までに、入札担当者に書面により申し出ること。(この場合、担当部局(入札担当)に事前に電話連絡を行うこと。事前に電話連絡が無い場合は、当該申し出を行うことができない。)ただし、当該申し出により配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ホ 配置予定の技術者は、本件工事の契約時または着手日において、専任を要するどの工事にも主任(監理)技術者として配置されていないこと。ただし、本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合で、本件工事の着手日の前日までに、ほかの工事の完成及び引き渡しが見込みである場合はこの限りではない。(この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専任配置とする。)また、主任技術者の現場専任義務のある工事を含む原則2つの工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができるか否かについて、落札決定後に、工事を所管する担当課などに協議を行い、双方の担当課等より承諾を得た場合についても、この限りではない(なお、この場合、当該承諾を得られない場合も考慮して、配置予定技術者を複数申請すること。)

(注) 落札決定後に、当該事項を満たさないことが判明した場合には落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

ヘ 請負金額が3,500万円以上(建築一式工事にあつては7,000万円)となる場合には、配置される主任(監理)技術者は申請書を提出する日の前3ヶ月以上の雇用期間があることが必要である。

ト 本工事は建築一式の一括発注となっているが、電気設備工事、機械設備工事を下請けに出す

場合の一次下請業者は、規則第 110 条の規定による競争入札参加資格者名簿の電気設備工事、機械設備工事に登録されている者であること総合評価値（P 点）が 700 点以上で置賜地域に本店又は主たる営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 1 号イ、ロに該当する営業所に限る。）を有する業者であること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」を遵守し、「山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領」に準拠すること。

4 総合評価に係る技術資料の提出について

(1) 技術的所見の提出に当っては、設計図書に示された施工方法等に基づいた施工計画及び工程管理計画の具体的な方法について明示した施工計画及び工程管理計画に関する技術資料（様式簡第 1 号から様式簡 第 3 号）（以下「施工計画等に係る技術資料」という。）を作成し、入札参加資格の確認資料と合わせて提出すること。

(2) 施工計画等に係る技術資料は、入札参加資格の確認に反映される。

(3) 施工計画等に係る技術資料のヒアリングを必要に応じて行う。

(4) 施工計画等に係る技術資料の審査に当っては、与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け等について評価をする。

なお、技術資料を適正と認めることにより、当該技術資料に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

(5) 入札参加資格の確認結果の通知において参加資格を認められた者は、当該技術資料に基づく入札を行うものとする。

(6) 技術的所見については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

(7) 入札の結果、落札者となった者は、適正と認められ評価された技術的所見に基づく施工を行うものとし、当該技術資料の内容が履行できなかった場合は、以下により工事成績評定の減点及び契約金額の減額等を行う。ただし、不足の事由等により請負者の責に帰すことができない場合はこの限りでない

工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 8 \times (\quad) /$$

：当初の加算点（点）

：達成度合いに応じて再計算した加算（点）

算出された店数については、少数第 2 位を四捨五入して少数第 1 位までとする。

契約金額の減額

$$C' = (100 + \quad) / (100 + \quad) \times C$$

C : 当初（変更がある場合には変更後）の契約金額（円）

：当初の加算点（点）

：達成度合いに応じた加算点（点）（ < ）

C' : 達成度合いに応じた契約金額（円）

5 総合評価に係る4以外の技術資料の提出について

企業及び配置予定技術者の能力等に関する技術資料(様式第1号から様式第3号)を作成し、施工計画等に係る技術資料と合わせて提出すること。また、提出された技術資料の内容の事実確認のため、問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。

契約締結後、やむを得ず配置技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うものとする。

工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 3 \times (\quad - \quad) /$$

算出された点数については、少数第2位を四捨五入して少数第1位までとする。

: 当初の「技術者の能力」に関する評価点(点)

: 変更後の「技術者の能力」に関する再評価点(点) (<)

記載事項	記載内容に関する特記事項
<p>1 企業の施工実績</p> <p>(1)施工実績</p> <p>(2)工事成績評定</p>	<p>下記特記事項にて「様式第1号」に記載すること。</p> <p>なお、該当がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績は、平成21年4月(当該年度の直前10ヶ年度)から本件工事の技術資料提出時点までに元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。 ・「同種工事」とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二の第3号～第12号に該当する、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が6,500㎡以上の新築又は改築工事とする。「類似工事」とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二の第3号～第12号に該当する、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が4,600㎡以上の新築又は改築工事とする。 <p>工事成績評定は、平成29年度から平成30年度内に元請として工事完成後の引渡し完了した本町が発注した建築一式工事のものを評価対象とする。(平均点も記載すること。)</p>
<p>3 配置予定技術者の能力</p> <p>(1)施工経験</p>	<p>下記特記事項にて「様式第2号」に記載すること。</p> <p>なお、該当がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工実績は、平成21年4月(当該年度の直前10ヶ年度)から本件工事の技術資料提出時点までに元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。 ・「同種工事」とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二の第3号～第12号に該当する、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延べ床面積が6,500㎡以上の新築又は改築工事とする。「類似工事」とは、平成31年国土交通省告示第98号別添二の第3号～第12号に該当する、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で一棟の延

(2) 工事成績評定	<p>床面積が4,600㎡以上の新築又は改築工事とする。</p> <p>工事成績評定は、平成29年度から平成30年度内に元請として工事完成後の引渡しが完了した本町発注した建築一式工事のものを評価対象とする。(平均点も記載すること。)</p>
4 地域貢献	<p>下記特記事項にて「様式第3号」に記載すること。</p> <p>なお、該当がない場合であっても、様式中に「該当なし」と記載し提出すること。</p> <p>・活動実績は、平成29年4月(当該年度の直前2ヶ年度)から本件工事の技術資料提出時点までの活動を評価対象とする。</p>

6 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、参加資格の有無について入札担当者の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

イ 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2-1号)

ロ 技術資料(様式簡第1号から様式簡第3号)

次表の該当欄に印の付された資料について提出すること。

該当	確認資料						
	提出する「確認資料の名称を箇条書きにした一覧表」(別添参照)						
	(イ) 施工実績を記載した書面(様式第1号「同種又は類似工事の施工実績等」)						
	(ロ) 施工実績とする工事に係る以下の書類 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>a</td> <td>CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>協定書の写し(共同企業体受注工事の場合のみ)</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>工事成績評定通知書の写し(工事成績評定の通知がある場合)</td> </tr> </table>	a	CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し	b	協定書の写し(共同企業体受注工事の場合のみ)	c	工事成績評定通知書の写し(工事成績評定の通知がある場合)
a	CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し						
b	協定書の写し(共同企業体受注工事の場合のみ)						
c	工事成績評定通知書の写し(工事成績評定の通知がある場合)						
	<p>(ハ) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面</p> <p>「配置予定技術者の従事役職・氏名」、「最終学歴」、「法令による資格・免許」、「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」を記載する。(配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること)</p> <p>本書面の提出は、様式第2号「主任(監理)技術者の資格・工事経験等」の提出をもって代えることができる。(この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。)</p>						
	<p>(ニ) (ハ)の技術者の国家資格者証等(建設業法に規定する実務経験証明書を含む。)又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し</p> <p>ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しており、交付手続中であり入札参加確認申請期限までに当該資格者証又修了証の写しを提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。</p>						

	(ホ) (ハ)の技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し b 協定書の写し(共同企業体受注工事の場合のみ) c 工事成績評定通知書の写し(工事成績評定の通知がある場合)
	(ヘ) 工事成績評定点の一定以上の工事実績があることを参加資格とする場合は、工事成績評定通知書の写し
	(ト) 総合評定値通知書の写し(審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。)
	(チ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し

【注】「確認資料の名称を箇条書きにした一覧表」及び必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格が無いものとする。

ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、亡失等を理由とする再交付に応じない。

ニ 提出された申請書及び資料は無断で使用しない。

ホ 申請書の提出は、入札公告6(1)及び(2)のとおりとし飯豊町役場総務課防災管財室へ持参するものとする。

ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

ト 入札参加資格の確認のため、提出された資料により判断ができない場合には、必要な資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

チ 入札参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は2(2)の期日までに通知する。

7 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、非指名理由の説明要求書(様式-8)により、町長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、2(3)の期日までに2(3)の場所へ持参して提出するものとし、FAXによるものは受け付けない。

(2) 町長は説明要求があった場合には、2(4)までに、説明を求めた者に対し、非指名理由の説明要求に対する回答書(様式-9)により回答する。

8 設計図書等の閲覧及び貸出し

当該工事に係る設計図書等について、次により閲覧及び貸出しを行う。

(1) 閲覧及び貸し出しが可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

貸出しはCD - Rとする。

(2) 閲覧期間及び貸出期間

2(5)の期間

(3) 閲覧場所及び貸出し場所

2(5)の場所

9 設計図書等に対する質問

(1) 総合評価落札方式に対する質問がある場合は、2(6)の期限及び場所に入札説明書・案件内容に対する質問書(様式-5)により提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、2(7)の期限まで、質問者に対し入札説明書・案件内容に対する回答書(様式-6)により回答する。

(3) 設計図書及びこの入札説明書(総合評価落札方式に関する事項を除く)に対する質問がある場合は、2(8)の期限まで、書面により提出すること。

(4) (3)の質問に対する回答は、2(9)の期限まで、質問者に対し書面により回答する。

10 共通入札説明事項

(1) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。

書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、入札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面に代表者印を押印し、入札日前日までに提出するものとする。

(2) 入札及び開札

イ 入札日に競争入札参加資格があることが確認された旨の通知書を持参すること。

ロ 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。

ハ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者(競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札

ロ 申請書、確認資料又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札

ハ 委任状を持参しない代理人のした入札

ニ 記名押印をしていない書面入札(外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。)

- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- リ 積算内訳書の提出のない入札
- ヌ 提出された積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかにした場合におけるその者のした入札
- ル 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札
- ロ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

イ 低入札価格調査制度

本件工事に係る入札公告8(3)において、低入札価格調査(以下9(4)イにおいて「調査」という。)を実施することとしている場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行ったうえで落札するか否かを決定する。

(イ) 調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる経費の額のいずれかが、本工事の予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。

- a 直接工事費 75パーセント
- b 共通仮設費 75パーセント
- c 現場管理費 70パーセント
- d 一般管理費 30パーセント

(ロ)(イ)による判定の結果、失格とならない者のうちに最も評価値の高い者がある場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格とならない者(以下「対象者」という。)に対し、詳細な調査の実施を行う。対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。

(ハ) 対象者は、入札価格の積算根拠となっている施工計画及び積算内訳書等により、当該入札価格で適正な施工が確保できることを示さなければならない。

(ニ) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。

- a 対象者が調査に応じないとき。
- b 対象者に契約の意思がないとき。
- c 対象者が入札金額の範囲内で適正な施工が確保できることを証明できないとき。
- d 明らかに契約の履行が困難と見込まれたとき。

なお、前記に関する事項が、飯豊町のホームページ「飯豊町低入札価格調査制度に関する規程・取扱要領」からダウンロードして事前に把握すること。

(アドレス <http://www.town.iide.yamagata.jp/001/teinyusatsu.html>)

ロ 最も評価値の高い入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。

ハ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者としな

二 落札となるべき評価値の者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 入札の延期、中止等

イ 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ロ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

(6) その他

イ 保証契約に基づいて前払金を支払う。また、中間前払金と部分払は選択制とし、契約締結時に請負者が選択を行うものとする。

ロ 調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。

(イ) 専任の主任(監理)技術者の配置が義務付けられている工事によっては、本町が発注した工事のうち、過去2年以内に完成した工事又は開札日現在施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合は、主任(監理)技術者とは別に、入札公告に示した主任(監理)技術者の要件を満たす技術者を専任で1名工事現場に配置しなければならない。

a 65点未満の工事成績評定を通知された。

b 施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補を行なった。(軽微な手直し等は除く。)又は、かしに起因して修補又は損害賠償を請求された。

c 品質管理、安全管理に関し、飯豊町から指名停止措置を受けた。

d 自ら起因して工期を大幅に遅延した。

(ロ) 飯豊町財務規則第117条の規定による建設工事請負契約約款第4条に定める保証の額は、請負代金額の10分の3以上とし、同約款第4条第2項及び第4項並びに入札公告7(2)中「10分の1」を「10分の3」に読み替えて適用する。

(ハ) 飯豊町財務規則第117条の規定による建設工事請負契約約款第11条第5項に定める現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務は、これを認めない。

ハ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした場合においては、飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

二 調査基準価格を下回る価格で落札し契約を締結した者に対しては、工事完了後に工事費用等に関する調査を行うことがある。この場合、当該契約締結者はこの調査に協力しなければならない。

ホ 前項の調査の結果、低入札価格調査結果との差異について合理的説明がなされない等の場合、指名停止措置を行う場合がある。

ヘ 落札者は、契約締結後1か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。

【別添】

「確認資料の名称を箇条書きにした一覧表」

該当	確認資料
	(イ) 施工実績を記載した書面（様式第1号「同種又は類似工事の施工実績等」）
	(ロ) 施工実績とする工事に係る以下の書類 a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し（工事成績評定の通知がある場合）
	(ハ) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面 「配置予定技術者の従事役職・氏名」、「最終学歴」、「法令による資格・免許」、「工事経験の条件」、「工事経験の概要」及び「工事概要」を記載する。（配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は、現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること） 本書面の提出は、様式第2号「主任（監理）技術者の資格・工事経験等」の提出をもって代えることができる。（この場合においても、資格者証等の写しの提出は必要なので、留意すること。）
	(ニ) (ハ)の技術者の国家資格者証等（建設業法に規定する実務経験証明書を含む。）又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し ただし、すでに当該資格を合格又は講習を修了しており、交付手続中であり入札参加確認申請期限までに当該資格者証又修了証の写しを提出することができない場合は、その旨を証明する資料をもって代えることができるものとする。
	(ホ) (ハ)の技術者の経験工事に係る以下の書類 a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ） c 工事成績評定通知書の写し（工事成績評定の通知がある場合）
	(ヘ) 工事成績評定点の一定以上の工事实績があることを参加資格とする場合は、工事成績評定通知書の写し
	(ト) 総合評定値通知書の写し（審査基準日が本申請の提出期限前1年7月以内であり、かつ、直近のものに限る。）
	(チ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し

(注)「確認資料の名称を箇条書きにした一覧表及び必要な確認資料のいずれか一つでも添付が無い場合は、入札参加資格が無いものとする。

別紙

債務負担工事説明書

工事名称 飯豊町立飯豊中学校大規模改修工事（債務負担行為）

1 前払い金について

本工事の工期は、令和元、2、3年度の3か年になっております。

前払い金は契約約款の規定により、令和元年度においては、令和元年度における支払限度の範囲内において、令和元年度に支払うべき前払金の額に令和2年度に支払うべき前払金の額を加えた額を前払金として請求することができることとします。